

公告第 4 号 公示送達書

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和 8年 7月 2日

兵庫県北播磨県民局長  
(加東県税事務所)

記

書類の根拠法令	送達を受けるべき者の氏名	備 考
地方税法第177条の21第6項及び 国税徴収法第54条	DAO THI NGA	